

札苗緑小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 未然防止に向けた全校的な取組を

被害経験でも加害経験でも、小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが、国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになっている。（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2010－2012』2013年、8-9頁）

よって、すべての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるものととらえ、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。本校でも全校的に共通認識をもって未然防止に取り組んでいく。

(2) ストレスが高まらない「授業づくり」「集団づくり」

★ストレスとストレッサー★

日本語では、ストレスの症状と原因とを区別せずに、「ストレス」の一語で表現することが少なくありません。しかし、正しくは、ストレスというのはストレス症状（イライラ感、無気力感、身体の不調等）を指す用語で、それをもたらす要因（≒原因）となるものはストレッサーと表現します。

いじめに関して言うと、本文中にあるように、友人関係や勉強に関するできごとがストレッサーとなって、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることがわかっています。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレッサーを一層強く感じさせることもわかっています。

このようなストレッサーが要因となり、いじめに結びつくと考え、未然防止の最善の手立てはストレッサーを子どもに感じさせない「学校」をつくることである。具体的には、学校生活の大部分を占める「授業時間」がストレッサーにならないこと、「授業」を含めた集団生活に、自分の居場所や仲間同士の絆が存在することであると考える。

(3) 授業づくり

まず、「わかる・できる・楽しい授業」づくりを進め、授業改善を図ることである。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からのひやかしやからかいなどは、大きなストレッサーとなり、子どもの学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。「わかる・できる・楽しい」授業とは、テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての子どもが学習に主体的に参加できる、学習場面で活躍できる、仲間と学び合える授業への改善のことである。その改善により、授業時間での居場所ができ、基礎的な学力とともに総合的な学力の向上にもつながるのである。仲間のよさを感じながら学び合い、仲間との絆を築く。その結果、授業でのストレッサーも減りいじめに向かうストレスを負うことも減少すると考える。

また、学習に向かう規律（時間になったら自ら学習をスタートさせる、正しい姿勢で学習に立向かうなど）や生活習慣を定着させることも、「わかる・できる・楽しい授業」のためには不可欠である。また同様に豊かな人間性を育むため、道徳の時間の内容の充実にもあわせて努めなければならない。

→支持的学習集団の育成

→札苗緑小学校「学ぶ力」育成プログラムの実施

(4) 集団づくり

よき授業はよき学習集団をつくり上げるが、学校生活にはそれ以外の集団構成による活動も多くある。そこでは友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することが重要になる。単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいということではなく、個々の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識し、場や機会を提供する。

他の子どもや大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、場や機会を設定する。

→教育ボランティアの積極的な活用

→地域の自然環境、社会環境を活用した体験活動の充実

→友遊 縦割り活動の充実

→学校行事・児童会活動の充実

※今年度も新型コロナウイルス感染症対策により、他者とのかかわりや体験的な集団づくりが難しい場面もあるが、感染予防等を講じつつ、学習活動や学校生活において、相手を気遣い、尊重し、自己有用感を高める指導を大切にしていく。

★自己有用感とは★

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性を自己有用感と呼びます。他者から認められていると感じられた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手を貶めて自分の存在を相対的に高めるという必要がないからです。さらには、相手のことも認めることができるようになっていきます。すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

(5) 教職員の構え

教師は常に「子ども理解」に努める。普段の生活から、子ども一人一人の学習や生活の様子（表情や声、友達同士のかかわり等）を観察し、変化に気づき、その変化の原因を探るといった子どもの一挙手一投足に気を配ることが大切である。更に、定期的にいじめのアンケートをとったり、教育懇談で保護者の話の内容から聞き取ったりするなど実態把握に努める必要があり、それらの情報を職員間で共有し、保護者と連携して、迅速な対応をとることが重要である。

また教師はよき評価者でなければならない。子どもの学習や生活の様子から成長を見取り聞き取る評価活動を行い、子どもに積極的に返すことが大切であり、子どもが自己有用感をはぐくむための最大の支援者の役割も果たす必要がある。

また「いじめ」等に関する子ども理解を深めるための研修を、適宜、実施することで、日々の実践・評価に役立てていく。これらのいじめアンケート、いじめの研修等を含め、いじめに関する取組については学びの支援・いじめ対策委員会が中心になって行う。

(6) プログラム化

いじめに関する指導は、道徳の時間や学級活動等を使い学級単位で随時行うと同時に、どの学年・学級においても必ず指導がなされるように、年間計画に沿って、計画通りに実施していく。年間計画の作成は防災・安全・いじめ対策委員会が中心になって行う。

2 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 早期発見の基本

- ①子どものささいな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③(情報に基づき)速やかに対応すること

児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(2) 早期発見のために

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を学年で共有し複数で判断、必要に応じて聞き取り調査や指導を行う。また、そうして得られた情報等を集約し、管理職に報告、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気付かなかったというよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化していることから、「早期認知」「早期対応」を心掛ける。

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なこと。保健室の様子を聞くことも重要。保護者と連絡を取り、家庭で気になった様子はないか把握する、地域の方から通学時の様子を寄せてもらう工夫も大切。今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用するようにするとよいと考える。

なお、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、子どもが遊びやふざけだと言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、その後の調査、指導につなげる。

(3) 定期的なアンケートの実施

5月と8月と1月に本校独自のアンケートを、11月に札幌市教育委員会からの調査を実施する。どの調査も、アンケートの回答を踏まえ、気になる子どもを中心に個別面談を行い、状況を把握するとともに未然防止、改善に努める。また、経過を観察する。

ただ、調査で発見できる場合もあるが、調査実施後に起きた行為は把握しづらく、記名式なので素直に答えないことも考えられる。「どのようないじめ」も、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まることが少なくないため、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではないという意識をもち、教職員は、普段から児童の観察を行い、子どもへの関わりを深めることを大切にしたい。



3 いじめの疑いへの対応

(1) 手順

いじめの対策のための「組織」である学びの支援・いじめ対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、SCや関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握を行う。いじめあるいはいじめの可能性があると判断されたら、事実確認の結果は、学校長が責任をもって市教委に報告する。被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで学びの支援・いじめ対策委員会が責任をもつ。

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。子どもの人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける責任がある。

(2) 組織の判断、権限、警察との連携について

通常考えられるいじめ対応は、学びの支援・いじめ対策委員会が行う。ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、市教委とも連絡を取り、学校として、所轄警察署へ相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委からの指示に従って必要な対応を行うことになる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは諸葛警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第23条第6項)

犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図る。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応をとる。

(いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について『文部科学省平成31年3月29日』)

(3) 該当児童、保護者に対して

対応の際は、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることである。ただし、あくまでも組織としての対応を行うことを忘れないようにする。

(4) いじめが起きた集団へのかかわり

いじめを行っていた集団は時間とともに、いじめられる側になることも多くある。そのためにも、傍観者となりいじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、しっかりいじめの連鎖を断ち切るような教育活動を考える。年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(5) ネットいじめへの対応

SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態の事案が増加していることを受け、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と相談しながら対応を考える。

必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育も関係機関と連携し、積極的に進めていきたい。

4 令和5年度 学校いじめ防止のためのプログラム

節	月	1年	2年	3年	4年	5年	6年	教職員
1	4	道徳 礼儀 愛校心 節度ある生活態度 6年生との交流	道徳 礼儀 節度ある 態度 公徳心	道徳 礼儀 節度ある 態度 勤労奉仕	道徳 礼儀 節度ある 態度 不撓不屈	道徳 礼儀 公徳心 不撓不屈	道徳 生命尊重 節 度ある生活態度 自 覚と責任 1年生のお世話	楽しくわかる授業、 ユニバーサルデザインを 意識した授業への改善 しつかり褒め、認める 評価 細かな日常観察
	5	道徳 感謝 節度ある 生活態度 生命尊重 6年生との交流	道徳 思いやり親切 正直誠実 愛校心	道徳 思いやり親切 尊敬感謝 家族愛 信頼友情	道徳 公徳心 家族 愛 自然愛	道徳 節度ある生活 態度 誠実・明朗 敬 度	道徳 自覚と責任 男女の協力 自然愛 1年生のお世話	
	6	道徳 善悪の判断・ 勇気 自然愛 思い やり 勤労努力	道徳 勤労努力 生 命尊重 信頼友情 動植物愛護	道徳 思いやり親切 信頼友情 規則の尊 重 勇気	道徳 敬度 公徳心 思いやり親切 不撓 不屈・努力	道徳 動植物愛護 生命尊重 家族愛 自覚と責任	道徳 思いやり親切 郷土愛 権利義務 自由責任	
2	7	道徳 身体友情 感 謝 勤労	道徳 節度ある生活 態度 自然愛護 勤 労	道徳 自然愛護 愛 国心 勤労奉仕	道徳 自然愛 敬度 節度ある生活態度	道徳 自由責任 自 然愛護 希望	道徳 不撓不屈 勤 労奉仕 誠実明朗 修学旅行	教育相談② 札幌市いしめ 教育相談③
	8	道徳 節度ある生活 態度 公徳心 生命 尊重 信頼友情(8・ 9月)	道徳 礼儀 公徳心 生命尊重 善悪の判 断・勇気 節度ある 生活態度(8・9月)	道徳 節度ある生活 態度 正直誠実 生 命尊重 公徳心 愛 校心(8・9月)	道徳 信頼友情 勤 労奉仕 生命尊重 思いやり親切 信頼 友情(8・9月)	道徳 信頼友情 男 女の協力 生命尊重 公正公平・正義 規 則の尊重(8・9月)	道徳 社会への奉仕 国際理解と親善 生 命尊重 家庭愛 信 頼友情(8・9月)	
	9	子どもの命の大切さを見つめ直す月間 学習参観・懇談 いのちの学習 道徳 保健指導 性教育 生活リズム 薬物乱用防止 情報モラル等						
3	10	道徳 正直誠実 敬 度 思いやり 勤労 努力	道徳 正直誠実・明 朗 家族愛 郷土愛 思いやり親切	道徳 不撓不屈 節 度ある生活態度 正 直誠実 個性の伸長	道徳 正直・明朗 愛 校心 尊敬感謝	道徳 創意工夫 郷 土愛 国際理解と親 善 思いやり・親切	道徳 節度ある生活 態度 公正公平・正 義 寛容・謙虚 真 理・創意工夫	学校独自調査
	11	道徳 郷土愛 動植 物愛護 敬度 規則 の尊重	道徳 愛校心 信頼 友情 敬度 善悪の 判断・勇気	道徳 郷土愛 敬度 不撓不屈 思いやり 親切	道徳 個性の伸長 郷土愛 生命尊重 愛国心	道徳 敬度 節度ある 生活態度 寛容・謙虚 思いやり・親切	道徳 敬度 愛校心 礼儀 生命尊重	
	12	道徳 生命尊重 思 いやり 家族愛	道徳 勤労努力 規 則の尊重 感謝	道徳 生命尊重 自 然愛 家族愛	道徳 信頼友情 勇 気 家庭愛	道徳 社会の奉仕 国際理解と親善 愛 国心	道徳 個性の伸長 自然愛・動物愛護 敬度	
4	1	道徳 信頼友情	道徳 善悪の判断	道徳 公徳心	道徳 規則の尊重	道徳 自覚と責任	道徳 国際理解と親 善	学校独自調査
	2	道徳 規則の尊重 善悪の判断・勇気 礼儀	道徳 家庭愛 敬度 思いやり親切	道徳 自然愛 敬度 思いやり・親切	道徳 勤労・奉仕 動 植物愛護 節度ある 生活態度	道徳 社会への奉仕 個性の伸長 尊敬感 謝 宿泊学習	道徳 思いやり親切 希望・勇気 公徳心・ 遵法	
	3	道徳 正直誠実 愛 校心	道徳 自然愛護 節 度ある生活態度	道徳 信頼・友情 生 命の尊重	道徳 思いやり・親切 生命尊重	道徳 愛校心 生命 尊重	道徳 尊敬感謝 愛 国心	

規律 学力 白く右田威太育へんがいのための未然防止に！教職員全員で取り組もう！

5 いじめ防止に向けた組織

(1) 名称

防災・安全・いじめ対策委員会



(2) メンバー

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・養護教諭・当該学年主任・(SC・相談支援リーダー)

(3) 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制
- 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う役割

(4) 仕事と日程

仕 事

- ①学校基本方針に基づく年間計画の作成
- ②いじめの疑いに関する情報、子どもの問題行動の情報を、教職員で共有するための収集
- ③本校独自のアンケートの実施に関すること（作成 集約 分析 改善策）
- ④子どもの命を見守る月間の計画・実施
- ⑤11月実施 市教委調査に関すること（配布 集約 分析 改善策）
- ⑥PDCAサイクルに基づいた学校基本方針の見直し、計画の見直し

日 程

- ・定例会を開いて学校としての組織的、計画的な取組を行う。

部長主任会・いじめ対策委員会

4月 4日（水） 4月21日（金） 6月12日（月） 7月11日（火）
8月21日（月） 10月24日（火） 11月21日（火） 12月12日（火）
1月19日（金） 2月9日（金） （計10回）

- ・校内で起きた事案の重大性、緊急性に応じて、適宜「いじめ対策委員会」を招集し解決を図るものとする。その際は事案に応じて委員会メンバーに加え、その他の教職員を追加招集するものとする。